設備規則第49条の６の12第１項（第１号、第２号及び第５号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	ＴＤＮ１ＲＣ		
設備規則第49条の６の12第１項（第１号、第２号及び第５号に係る部分に限る。）及び第７項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、ローカル５Ｇの無線局の無線設備	Ｌ５Ｇ１ＲＣ		
［略］	［略］	［同左］	［同左］
設備規則第49条の６の12第２項（第１号、第２号及び第４号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	ＴＤＮＲ２Ｒ	設備規則第49条の６の12第２項（第１号、第２号及び第４号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	ＴＤＮＲ２Ｒ
設備規則第49条の６の12第２項（第１号、第２号及び第５号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	ＴＤＮ２ＲＣ		
設備規則第49条の６の12第２項（第１号、第２号及び第５号に係る部分に限る。）及び第７項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、ローカル５Ｇの無線局の無線設備	Ｌ５Ｇ２ＲＣ		
設備規則第49条の６の13に規定する陸上移動局の無線設備	ＦＤＮＲ	設備規則第49条の６の13に規定する陸上移動局の無線設備	ＦＤＮＲ
設備規則第49条の６の13第１項（第１号、第２号及び第４号に係る部分に限る。）に規定する陸上移動局の無線設備	ＦＤＮＲＲＣ		
［略］	［略］	［同左］	［同左］
設備規則第49条の29の２第１項、第３項及び第９項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備	ＢＷＡＮＲ	設備規則第49条の29の２第１項、第３項及び第８項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備	ＢＷＡＮＲ
設備規則第49条の29の２第１項、第４項及び第９項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備	ＢＷＡＮＲＲ	設備規則第49条の29の２第１項、第４項及び第８項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備	ＢＷＡＮＲＲ
設備規則第49条の29の２第１項、第５項及び第９項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備	ＢＷＡＲＣ		
［略］	［略］	［同左］	［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。